

令和3年度
定期監査等結果報告書

あま市監査委員

目 次

財務監査及び行政監査	1
財政援助団体等監査	9
意見	10

本報告書の監査の結果における、是正又は改善を必要とする事項の区分は次のとおりである。

【指摘事項】

次のいずれかに該当する事項で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 法令等に違反すると認められる事項
- (2) 予算目的に反していると認められる事項
- (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事項
- (4) 事務処理等が適正を欠くと認められる事項

【要望事項】

次のいずれかに該当する事項をいう。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事項
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事項

財務監査及び行政監査

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、あま市監査基準（令和2年あま市監査委員告示第1号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による財務監査のうち同条第4項の定期監査及び同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の対象

所 属 名	監 査 対 象 期 間
企画財政部 人事秘書課 人権推進課	4月1日～8月31日
総 務 部 新庁舎建設課 安全安心課 収納課	4月1日～7月31日
	4月1日～12月31日
	4月1日～8月31日
市民生活部 市民課 健康推進課	4月1日～7月31日 4月1日～9月30日
福 祉 部 社会福祉課 高齢福祉課	4月1日～12月31日
	4月1日～9月30日
建設産業部 土木課 産業振興課 七宝焼アートヴィレッジ	4月1日～10月31日
	4月1日～11月30日

教 育 部	学校教育課 伊福小学校 篠田小学校 甚目寺東小学校 七宝中学校	4月1日～8月31日
	スポーツ課	4月1日～11月30日
	会計課	4月1日～7月31日
議会事務局	議事課	

※ 必要に応じて令和2年度分を含む。

第4 監査の着眼点

市の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として監査を実施した。

第5 監査の実施内容

あらかじめ監査資料の提出を求めて当該書類を審査するとともに、関係書類、諸帳簿等に基づく現状調査をし、及び各所属長から説明を聴取して監査を実施した。

また、既に実施した例月出納検査の結果も活用して監査を実施した。

第6 監査の実施期間

令和3年8月10日から令和4年2月21日まで

第7 監査の結果

監査対象事務事業については、監査を実施した限りにおいて、おおむね良好に処理されているものと認められた。しかし、一部において、是正又は改善を必要とする事項が見受けられたため、既に是正又は改善が図られた事項も含めて以下に記述する。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、その記載を省略する。

人事秘書課

【要望事項】

(1) 会計年度任用職員の年次有給休暇について、会計年度任用職員任用事務マニュアルを熟読するよう指導が行われているものの、各課において、付与日数が誤っている事例、勤務条件通知書の記載が誤っている事例が散見された。

職員が正しく理解できるよう周知に努められたい。

(2) 旅費について、「旅費の運用について」（人事秘書課長通知）に基づいた経路で旅行命令が行われていない事例、昼食費用の負担が不要であった出張に対して日当が支給されている事例があったので、適切な審査を行われたい。

人権推進課

【指摘事項】

(1) 人権ふれあいセンター使用料の一部において、使用料の算出を誤り、徴収すべき使用料が過大となっている事例があった。

税外収入徴収簿を作成し、適切な事務処理に努められたい。

(2) 改良住宅家賃については、毎月末までにその月分を納付しなければならないとされており、調定はその月分について毎月行われているが、前納された家賃については調定されていなかった。

前納された家賃についても、収納を確認した時点で速やかに調定するよう改善されたい。

安全安心課

【要望事項】

(1) 行政財産目的外使用料について、納入通知書の歳入科目を誤ったことから調定した科目に収入されず、発見に至るまで数か月を要している事例があった。また、正当科目への振替にて処理する事例であるが、追加の調定にて処理されており適切とは言えない。

税外収入徴収簿を作成し、収納額については財務会計システムの収入額と一致しているかどうか月末において突合されたい。

(2) 会計年度任用職員の年次有給休暇について、規則に定める日数より多く付与されている事例があった。また、繰越日数を多く計算し、又は少なく計算したことにより、付与日数に誤りのある事例があった。

会計年度任用職員任用事務マニュアルに基づき、適切な事務処理に努め

られたい。

健康推進課

【指摘事項】

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、一般に利用し得る最短の経路の長さによる通勤距離に応じて月額が定められているが、規則に基づいた通勤距離を用いることなく、通勤届に記載された通勤距離をそのまま用いたことにより、一部において支給すべき費用弁償が過大となっている事例があった。

費用弁償の支給の決定に当たっては、通勤届を精査されたい。

【要望事項】

会計年度任用職員の年次有給休暇について、休暇簿の記入誤りにより、付与された日数より多く取得している事例、繰越日数を多く計算し、又は少なく計算したことにより、付与すべき日数を誤っている事例、年次有給休暇は基準日における勤務形態に応じて所定の日数が付与されるものであるが、基準日より前に勤務日数が年間48日未満から週5日に変更となった時点で付与している事例があった。

会計年度任用職員任用事務マニュアルに基づき、適切な事務処理に努められたい。

社会福祉課

【指摘事項】

会計年度任用職員の年次有給休暇について、規則では、取得単位は1日とすると規定されているが、1時間を取得単位とする運用が行われていた。

【要望事項】

会計年度任用職員の年次有給休暇について、一部において規則に定める日数より少なく付与されている事例があった。

会計年度任用職員任用事務マニュアルに基づき、適切な事務処理に努められたい。

甚目寺中央児童館

【要望事項】

会計年度任用職員の年次有給休暇について、繰越日数を多く計算し、又は少なく計算したことにより、付与日数に誤りのある事例があった。

会計年度任用職員任用事務マニュアルに基づき、適切な事務処理に努め

られたい。

甚目寺西児童館（新居屋憩の家を含む。）

【要望事項】

- (1) 甚目寺西児童館・新居屋憩の家の浄化槽保守点検業務について、成分検査の再委託が行われていたが、再委託の承認手続を行っていなかった。
- (2) 新居屋憩の家の利用許可について、申請日から許可日まで3か月以上の期間を要している事例があった。
利用許可申請を受けたら標準処理期間内にその可否を決定するよう努められたい。

正則保育園

【指摘事項】

会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、通勤距離に応じて月額が定められている。通勤届によると10キロメートル以上15キロメートル未満の7, 100円となるべきところ、5キロメートル以上10キロメートル未満の4, 200円を適用していたことにより、一部において支給すべき費用弁償が過少となっている事例があった。

費用弁償の支給の決定に当たっては、通勤届を精査されたい。

【要望事項】

- (1) 保育園諸費の税外収入徴収簿について、徴収金額の記載に誤りのある事例があった。
徴収すべき金額に過不足は生じていないが、納入通知書と徴収簿の記載事項に不一致が生じないように、適切な事務処理に努められたい。
- (2) 会計年度任用職員の年次有給休暇について、一部において繰越日数を少なく計算したことにより、付与日数に誤りのある事例があった。
会計年度任用職員任用事務マニュアルに基づき、適切な事務処理に努められたい。

大花保育園

【要望事項】

- (1) 保育園諸費の税外収入徴収簿について、徴収金額の記載に誤りのある事例があった。
徴収すべき金額に過不足は生じていないが、納入通知書と徴収簿の記載

事項に不一致が生じないように、適切な事務処理に努められたい。

(2) 備品の管理について、購入したタイムレコーダーが備品台帳に登録されておらず、標示票の貼付けもされていなかった。

(3) 会計年度任用職員の年次有給休暇について、一部において規則に定める日数より少なく付与されている事例があった。

会計年度任用職員任用事務マニュアルに基づき、適切な事務処理に努められたい。

土木課

【指摘事項】

(1) 河川占用料の督促について、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過した日でなければならないと規定されているが、15日後を指定している事例があった。

(2) 河川占用料の督促状について、不服申立ての教示がされていなかった。

【要望事項】

(1) 工事の請負契約について、検査を実施したときは、契約者に検査の結果を文書でもって通知しなければならないとされているが、口頭により通知されている事例があったので、文書により通知されたい。

(2) 分筆費用補助金の額の算定に当たっては、道路及び水路の寄附採納等に関する要綱に基づき、毎年度定める額を用いることとされているが、令和3年4月1日現在の単価ではなく、令和2年4月1日現在の単価を用いている事例があった。また、分筆費用内訳書において、計算誤りにより分筆費用の額を誤って算出した事例があった。

いずれも補助金の上限額に達しており、交付した補助金の額に影響はなかったが、補助対象経費が正しく算出されるよう、当該要綱に基づき、適切な事務処理に努められたい。

産業振興課

【指摘事項】

市民農園貸付料金について、4月28日を納期限として納入通知書を発していたが、12月まで未納があることの把握ができておらず、督促状も発せられていない事例があった。

税外収入徴収簿を活用して収納状況を適宜把握するよう、適切な事務処

理に努められたい。

【要望事項】

(1) 工事の請負契約について、検査を実施したときは、契約者に検査の結果を文書でもって通知しなければならないとされているが、口頭により通知されている事例があったので、文書により通知されたい。

(2) 金岩東田地内の戸当り修繕について、設計図書に参考図面が添付されていなかった。また、甚目寺第1排水機場応急ポンプ修繕について、設計内訳書に員数の記載がされていなかった。

いずれの修繕においても、別途説明がされており積算に支障はなかったが、業者が設計図書を見て適正に見積書を作成でき、支障なく業務を遂行できるように調製されたい。

七宝焼アートヴィレッジ

【指摘事項】

七宝焼アートヴィレッジ使用料について、利用者は当該施設の利用開始前において市長が指定する日までに、使用料を納付しなければならないと規定されているが、指定納期限を施設を利用しようとする日の7日後にしていたことから、納付の日も施設の利用後となっている事例があった。

規則に基づき適切な事務処理に努められたい。

【要望事項】

(1) 七宝焼アートヴィレッジの利用許可について、利用期日の90日前から利用許可申請を受け付けているが、利用許可書の発行は利用日の数日前に行っていた。

申請日から許可日まで最大で2か月以上を要していることから、利用許可申請を受けたら標準処理期間内にその可否を決定するよう努められたい。

(2) 行政財産の目的外使用について、申請日から許可日まで2か月以上の期間を要している事例があった。

許可申請を受けたら標準処理期間内にその可否を決定するよう努められたい。

(3) 会計年度任用職員の年次有給休暇について、一部において繰越日数を少なく計算したことにより、付与日数に誤りのある事例があった。

会計年度任用職員任用事務マニュアルに基づき、適切な事務処理に努められたい。

学校教育課

【要望事項】

備品の管理について、i P a dの台数が減少したが、備品台帳の登録台数を変更していなかった。

甚目寺東小学校

【指摘事項】

郵便切手受払簿について、使用した日付及び枚数は記載されているが、購入枚数が記載されておらず、また、使用後の残数を記入する欄がないため実枚数の突合ができない状況となっていた。

残数の状況を容易に確認できる様式に改め、適切な事務処理に努められたい。

スポーツ課

【指摘事項】

(1) 七宝総合体育館使用料を収入するときは、利用許可に合わせて調定を行い、利用者に対して納入の通知を行うものであるが、使用料の納付後に調定が行われていた。

納付後の調定が認められるのは、性質上納付前に調定できない歳入に限られているため、事前に調定するよう適切な事務処理に努められたい。

(2) 行政財産目的外使用料について、自動販売機の設置に伴う電気使用料は最大消費電力により、500ワット未満、500ワット以上1,000ワット未満、1,000ワット以上に区分すると規定されているが、適用すべき区分を誤り、徴収すべき電気使用料が過少となっていた。

議事課

【要望事項】

旅費に係る日当について、用務が午前（又は午後）のみ等の理由により昼食費用の負担が不要な場合は支給しないと規定されているが、支給されている事例があった。

「旅費の運用について」（人事秘書課長通知）に基づき、適切な事務処理に努められたい。

財政援助団体等監査

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、あま市監査基準（令和2年あま市監査委員告示第1号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第3 監査の対象

公の施設の指定管理者

指定管理者名	施設名	所管課	監査対象期間
あまSL共同事業体	あま市文化の杜	教育部 生涯学習課	令和2年度及び 令和3年度

第4 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第5 監査の実施内容

あらかじめ監査資料の提出を求めて当該書類を審査するとともに、関係書類、諸帳簿等に基づく調査をし、及び関係者から説明を聴取して監査を実施した。

第6 監査の実施期間

令和3年9月29日から令和3年11月12日まで

第7 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び財政援助団体等に対する所管課の指導状況等については、監査を実施した限りにおいて、おおむね良好に処理されているものと認められた。なお、是正又は改善を要する軽微な事項については、口頭で注意を促した。

意見

令和3年度に実施した定期監査等の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

- 1 働き方改革を推進するため、国においては仕事と生活の調和を図る取組として、平成31年4月から時間外勤務の上限を設定しており、本市においても同様の措置を設け、職員の時間外勤務の縮減に取り組まれている。しかし、厚生労働省が定める過労死ラインを上回る時間外勤務が一部の課所で見受けられたことは、職員の健康管理上の問題として懸念される。

新型コロナウイルスワクチン接種業務が全市を挙げて実施されたことが要因の一つとなっているが、これを除いても、業務の効率化や平準化の観点からすれば、処理方法や業務分担の見直し、職場環境の整備による改善の余地があり得る点については、さらなる取組を望む。

- 2 少額随意契約においては、業者から見積書を徴取し、支出負担行為決議を経て契約を締結することとなっており、見積徴取の事務手続は、原則として、予算執行伺に含めて決裁し、公印を押印した見積依頼通知を送付する流れとなっている。

公印の使用に当たっては、公印保管者の使用承認を得た上で押印する必要があるが、予算執行伺の公印使用承認欄に公印保管者の承認印が押されていない事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。

また、見積依頼通知について、総務課より令和3年3月30日付けで契約事務の手引の一部改正が周知され「見積書の提出日時及び場所」についての記載例が変更となっているが、改正前の例により通知している事例も散見されたので、改正内容を熟知されたい。

- 3 工事請負契約の一部において、公共工事請負契約約款第3条に基づく請負代金内訳書や工程表、第11条に基づく現場代理人等の氏名等の通知を徴取していない事例、第10条に基づく監督員の氏名を通知していない事例が散見された。

いずれの工事についても支障なく完成し、引渡しを受けたものと確認しているが、当該約款で定められた手続については遺漏なく取り組まれたい。